

○議事運営に関する要綱（抜粋）

（議案）

第4条 議案書は、原則として議員控室に配布する。

- 2 招集告示から初日の本会議までの間に、会派及び会派に属さない議員（以下「会派等」という。）からの要請又は当局からの要請に応じて、提出予定案件の説明会を各会派等において行うことができる。
- 3 議員提出の条例案は、原則として2日目本会議に上程するものとし、あらかじめ各会派等の意向を徴するため、初日運営委員会に当該文案を提出しなければならない。
- 4 意見書及び要望決議案等は、原則として最終本会議に上程するものとし、あらかじめ各会派等の意向を徴するため、2日目運営委員会に当該文案を提出しなければならない。ただし、運営委員会において緊急性等があると認められた場合はこの限りでない。

（議事）

第6条 議案を一括議題とする基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 初日本会議においては全議案を一括
- (2) 2・3・4日目本会議においては初日本会議の提出案件及び一般質問を一括
- (3) 最終本会議においては常任委員会付託案件、運営委員会付託案件、又は特別委員会付託案件をそれぞれ一括
- (4) 意見書及び決議案等については賛成会派等が一致するものごとを一括